

大飯原発差止訴訟

福井地裁判決の意義

まちだ・さがみ総合法律事務所
弁護士 山下正祐

本年5月21日、福井地方裁判所は関西電力に対し、大飯原発3、4号機の再稼動開始の差止めを命ずる判決を言い渡しました。3・11以降、原発の差止めを命じる初めての画期的判決でした。

東日本大震災に伴う福島原発事故の被害実態を踏まえた判決という意味で、それまでに出された2件の原告勝訴判決（もんじゅ名古屋高裁金沢支部判決〔2003年1月27日〕、志賀原発金沢地裁判決〔2006年3月24日〕いずれもその後逆転敗訴）を一步前進させたものであり、また、民事差止め請求事件としては初めての勝訴判決です。（前記2件の勝訴判決は、行政訴訟）

原発訴訟は、これまでにも、何件もの差止め請求訴訟が提起されてきました。しかし、これまでの原発差止めの裁判では、住民らの請求はことごとく退けられてきた経緯があります。その理由は、原発の公共的必要性に比べ、住民らの被る被害の可能性が必ずしも現実的、具体的ではなく、差止めを認めるまでには至らないというところにありました。

住民らが原発のさまざまな危険性を指摘しても、裁判所は電力会社や行政側の安全性の主張（「安全神話」）を根拠に、現実的危険性に真摯に目を向けようとはしてこなかったのです。

ところが、3・11東日本大震災に伴う福島原発事故の発生により、原発事故発生の危険性が現実のものとなり、またその被害もいまだ復興の目処の立たないくらい深刻・甚大なものであることが明らかになっている現在、その具体的危険性は誰の目にも現実に見えるものとなりました。

今回の福井地裁の判決は、この福島原発事故の経験・実態を踏まえて、きわめて良識的判断によりなされたもので、多くの国民の支持・共感を得るものになっています。

判決は、先ず差止め請求の根拠となる**人格権**について、これを「**憲法上の権利**」であり、「すべての法分野において**最高の価値を持つもの**」と位置づけ、



「我が国の法制化においてこれを超える価値を他に見出すことはできない」としています。そして、「この**人格権**、とりわけ生命を守り生活を維持する**人格権**の根幹部分に対する具体的侵害のおそれのあるときは、人格権そのものにもとづいて侵害行為の差止めを請求できる」として、**人格権**に対する侵害がある場合、差止め請求が認められることを、明確に確認しています。

更に、原発が震災等の災害により事故を起こすことがあると得ること、事故発生に伴い周辺住民に甚大・深刻な被害をもたらすことを、福島原発事故やチェルノブイリ事故などの経験を踏まえて確認し、万が一にもそのような被害を生じさせないための十分な安全対策の必要性を強調しています。そして、現状において安全対策が十分になされているかについて検討し、巨大地震発生の可能性、地震による事故発生の可能性、事故発生に対する対策の安全性について、これまでの歴史的経験に基づいて分析検討し、今なされている安全対策が「万全ではないのではないかとの疑いが残る」というにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるをえない」と断罪しています。



ここでのポイントは、「万が一にでも」事故が起こっては取り返しがつかないと認識であって、とくに原発事故は他の事故とは異なり、一旦発生するとその被害

を止めることはきわめて困難であり、むしろ被害は長期間拡大していくとの認識を示し、万が一にも事故があつてはならないとの立場を鮮明にした点が重要です。そこでは、低廉な電力供給の経済的必要性があるから多少の被害はやむを得ないという発想は、はつきりと排除されています。

今回の福井地裁の判決の意義は、国民の生命・健康・生活を最優先させること、そのためには最大限の安全対策をとる必要があること、それが確保できない場合には、どれほど公共性・経済的効用があったとしても稼動は認められないことを明言したことです。

判決は「当裁判所は、きわめて多数の人の生存に関わる権利と電気代の高い低いの問題を並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考える」と言い切っているのです。

この勝訴判決の背景には、福島原発事故に伴う甚大・深刻な被害の実態とそれを契機として広がった全国の原発反対運動の高まりがあることは明らかです。しかし一方、被告の関西電力は即日控訴しましたし、本判決を批判する声も少なくありません。(読売、日経、産経社説など)

本判決を維持・確定させ、全国の原発の再稼動をさせないためにも、人権の価値を格調高く謳つた本判決の意義・内容を再確認し、まわりに広げていくことが大切なのではないでしょうか。

大飯原発3、4号機運転差止め請求に対する判決に思う！

【1】

井 上 泰 章

福島原発事故の最大の教訓は、広大な地域が放射性物質で汚染され、そこに暮らす多くの人たちが生活と人生を壊され、のみならず、その関連で亡くなった方が大勢おられることです。

まさに、人格権等に対する重大な侵害です。

今回の判決は、そこで暮らす人たちの人格権を守るには「万が一」の危険性もないことが証明されない限り、原発の再稼働は認められないと、これらの問題に正面から向き合い結論づけました。

勇気づけられました！

(福島県川内村で命を授かった者・77歳 成瀬在住)

【2】

中 村 誠

当然のことと思いながらも、「人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つ・・・」を読み、改めて感心しました。

この大飯原発判決は、立地は異なるが法基準により建設された全国の原発に通じるのではないでしょうか。

1963年茨城県東海発電所から約50年、全国で17か所54基(もんじゅを含むと18か所55基)、アメリカ、フランスに続いて世界第3位の原発大国になりました。関係者は、原発技術は世界レベルと言っています。輸出まで検討しています。大変怖いことです。事が起きたら莫大な補償、信用問題になります。

原発は消費電力の3割強を占めますが。全エネルギーの1割しか占めません。見直しは今がチャンスです。

私は、以前より特に心配しているのが、核燃料の処理が確立出来ていない日本の技術力です。原発の稼働によって出た放射性廃棄物(核のゴミ)です。再利用しても必ず出る永久に無くならない危険なゴミが増え続け、フィンランドの地下400m永久地層処分場「オンカロン」がよいか否かは別として、最終的にどうするか早急に、真剣に検討すべきです。

原発を稼働させないとさまざまな影響があり国富の喪失があるという議論に対し、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり・・・」との考えに裁判官の哲学を感じ共鳴します。

(横浜市在住)

原発雑感 ①

Y.S さん

東北震災を経験して、原子力発電の怖さを初めて知りました。あの事故から今も尚、放射能が飛び続けて水や野菜、食肉などが汚染され、海に原発の冷却水が流れれば魚や貝、海産物が汚染されるのは間違いないことです。

福島の子供たちに甲状腺がんがかなりの数確認された今、日本中にどんどん広がっていくことが目に見えています。

原子力発電が安全というのは、絶対に事故が起こらないことです。事故が起こった時、すぐに止められるものでなければ、もう全部止めるべきです。子供たち、孫たち、未来のことを心から考えるならば、原子力発電はもうすべて中止するべきです。こんな簡単な常識的なことを私たちが分かっているのに、どうして国を運営していく政治家たちが分からぬのでしょうか。

(玉川学園在住・美容院経営)

原発雑感 ②

G.Y さん

3.11 後、毎週金曜日 18 時～20 時、国会議事堂周りを徘徊するのが習慣となった。俗に言うキンカンデモには、今でも 2000 人前後が集まっている。コール中心の官邸前、スピーチ中心の議事堂正面、近くの「希望のエリア」にも大勢の人が集まる。直接民主主義を実感できるこの時間を、一参加者として大切に思っている。デモ慣れしてきた今年は、他のデモにも参加するようになつた。福井地裁の原発差し止め判決の後、素晴らしい判決を出してくれた裁判官に感謝して「ありがとうございますデモ」イン原宿。仕事帰りのサラリーマンも「原発ノー」と言いたい、という「スーツデモ」イン新橋。最新は 8 月 2 日の「ブルドーザーデモ」イン渋谷・原宿。「安倍政権打倒」を掲げたブルドーザーを先頭に、「安倍はやめろ」「憲法こわすな」のシンプルなコールで 3000 人が参加した。

昨年暮れの秘密保護法の強行採決以降、大勢の



若者が現れた。これで潮の流れが変わったことを実感している。彼らは「SASPL (サスプル)」と称し、秘密保護法のパブコメ用に動画を作り、ネットにアップしてくれた。ぜひ「SASPL」で検索して見ていただきたい。サスプルは 10 月 25 日、渋谷でデモを企画している。もちろん参加したい。

[追記] 議事堂前のスピーチエリアは、10月から水道工事のため 2 年間使用できなくなります。

(玉川学園在住)

四方山ばなしシリーズ N0.7

福島からの放射能、その広がりは？

～それでも原発を再稼動させますか～

藤 井 石 根

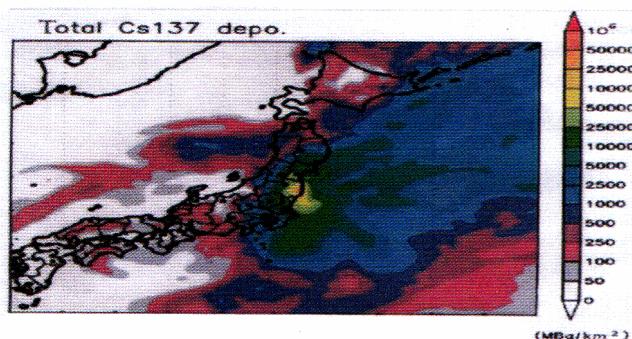
2011年3月11日、この日は何の日だったでしょうか？ そうです、忘れもしない福島第一原発が事故を起こした日です。地震と津波が事故の引き金を引きました。制御が効かなくなつた炉は次々と爆発し、大量の放射性物質が海に陸にと広く撒き散らされました。周辺の人達は広い範囲で避難を余儀なくされました。生活の場が根こそぎ奪われてしまったのです。

それからかなりの時間がたちました。それでも状況は殆ど変わっていません。多くの人達は避難させられたままですし、原発施設からは未だに空に海にと放射能は漏れ続けています。除染と称して多額の費用を費やしながらも再び元の状態に戻ってしまうような所もあって、被曝者の人数だけが増え続けています。施設や炉内部の損傷状況すら殆ど把握されていません。これでは事態收拾の対策すら立てられないでしょう。安全対策も同様です。

実際、事故炉の安全対策などは皆無に近く、しかも故郷に戻れない被災者の多くは生活再建の目途すら立てられない苛酷な状況に置かれています。その一方で被害が軽微だった人たちの中には、この事故をもう忘れかけている人もいます。加えて、事故の実態をできるだけ小さく見せ掛けようとする傾向すら感じられるようになっています。

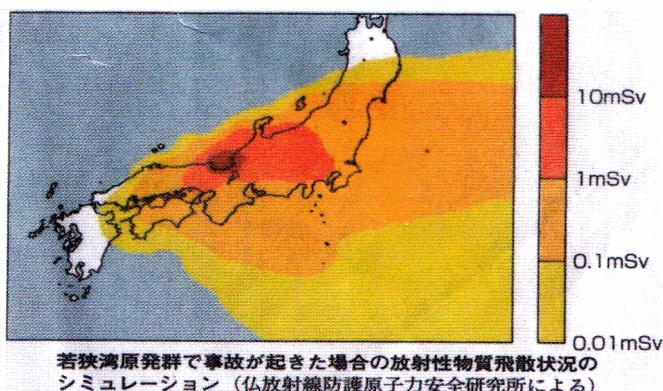
事実、2012年12月の政権交代を契機に政治サイドでもこうした空気を読んでか、事故以前の状況に戻す動きを始めています。具体的には原発はできるだけ多く再稼動を、計画・建設中の原

発の開発は継続、核燃料サイクル事業も継続、おまけに原発の輸出まで画策する始末です。そこにはこれまで原発を推し進めてきた国としての責任感や反省を感じさせるものは微塵もありません。為政者らは二言目には「国民の生命・財産を守る為」と口にします。しかしこの辺にも矛盾を感じないものでしょうか。と言うのも「論より証拠」、ここで改めて福島から漏れ出した放射性物質が世界にどのようにばら撒かれたか眺めてみましょう。



上の図は福島から流されたセシウム 137 の積算沈着量の分布状況を示しています。流された量は 1, 2, 3 の 3 基からだけでも約百万テラベクレルと言うとんでもない量です。しかもこれから直ぐに察せられることは、太平洋上が凄く汚染されたという事実です。これは常に吹いている偏西風の影響で、汚染の 8~9 割方が事故炉の東側に位置している洋上です。

したがって、もし西日本に位置する何れかの原発が事故をおこしたら汚染の状況はどうなると思いますか？ 容易に想像できるでしょう。原発銀座と言われる若狭湾沿岸で事故が起こったとした時のシミュレーション結果が次の図です。



この図では東京、横浜、名古屋、大阪など大都市は軒並み 1 ミリシーベルト以上の高い汚染地域になってしまう事が示されています。もしこのような状況が現実になったらどう対処できるでしょうか。被災者が環境難民に陥っても、全員が受け入れられる場所はどこにもありません。「国民の生命・財産を守る」などと言う台詞はここではも

う空言です。

原発の再稼動はこの様に重大な問題を孕んでいます。福島原発事故はそれでも「不幸中の幸いだった」と言えます。原発を稼動させれば、この「四方山ばなしシリーズ No. 3」でも見てきたように何時かまた事故は必ず起ります。「No. 6」で分かったように「安全神話」なるものは実は「嘘」であることはっきりしました。原発を再稼動しなればならない理由に電力不足が挙げられていますが、いま現在は全ての原発は停止しています。電力不足など危惧する必要は最早ありません。更なる理由に発電コストがありますが、これについても「No. 4」で見てきた通り、無い方が却て消費者の金銭的負担が軽くなります。

また発電時に CO₂ を排出しない環境上の優位性を謳っていますが、原発にまつわる全ての過程での排出を考えれば結果的には CO₂ の排出量は甚大で、優位性など語れるどころの話ではありません。その上に放射能の課題が常に付きまとっています。

こうしてみると原発に固執しなければならない理由などどこにもないのです。それでも尚、固執しなければならない理由は何でしょうか？ 何がそうさせるのでしょうか？ こうした諸々の事柄を再度、よく考えた上で原発再稼動の賛否を判断してみませんか？ 判断する最後の機会になるかも知れません。

(明治大学名誉教授 当会顧問 玉川学園在住)

【編集後記】

私たちは多くの尊い人命を失い、慘禍の中に 1945 年敗戦を迎えた。しかし祖国の美しい山河は残り、私たちを温かく包んでくれた。生の歓びと明日への希望を与えてくれた。放射能ごときに汚されて、国土の一寸たりとも失ってはならない。

発行：原発を考える会・玉川学園

<http://genpatsuokangaerukai.jimdo.com/>

代表：八木ともみ

kusukusu-tomomo@willcom.com

顧問：藤井 石根、井野 博満

編集：浦谷 捷子(042-723-0979)

真田 さち子、村上 功子、桃澤 洋子、

武内 和美